

編輯局報情

# 週報

號日五十二月六

第二四六號

昭和十六年十月二十五日

（郵便物認可）  
（毎週一回水曜日發行）

五錢

工場鑛山勞務者の賃金公定

日・蘭印交渉の經過

再出發の興亞奉公日

夫 婦 の 出 産 力

鐵道トンネルの話

汪精衛主席の來訪



# 興亞奉公日

七月  
一日

一齋月に常會を  
開きませう

露光量違いにより重複撮影

## 週報

第二四六號  
六月二十五日

### 日・露印交渉の経過

再出發の興亞奉公日・大政翼賛會  
鐵道トンネルの話 鐵道省

### 汪主席の來訪

夫婦の出産力 人口問題研究所

工場・嶺山務務者の賃金公定 厚生省

昭和六年興亞報總目次

## 週日誌

六月十四日(土)  
▽海軍航空隊、重慶を猛爆す  
▽南支沿岸の封鎖強化を鳩田支那方面艦隊司令官宣言す  
▽在關印の芳澤代表に瀋陽の回調を發出の旨、情報局發表す  
▽獨逸及び歐洲の被占領國、被侵略國(英國を除く)の在米資金の凍結をルーズベルト米大統領命令す  
▽訪日の汪主席、上海を出發す  
六月十五日(日)  
▽海軍航空隊、重慶を猛爆す  
▽國民政府と協力し、清鄉工作の徹底を期す旨、中支軍發表す  
▽クロアチア國、日獨伊三國同盟に加入、ヴェネチアで調印式を舉行す  
六月十六日(月)  
▽海軍航空隊、梁山を猛爆す  
▽滿蒙國境の確定なり、六月二十七日より現地作業を開始の旨、情報局發表す  
▽第一回中央協力會議を開催す  
▽米國政府、在米獨領事館の閉鎖と關係  
六月十七日(火)  
▽獨逸の引揚げを要求す  
六月十八日(水)  
▽中華民國主席行政院長汪精衛氏、入京す  
六月十八日(水)  
▽天皇、皇后兩陛下、汪主席と御交禮あらせらる  
▽對關印交渉打切りの旨、情報局發表す  
▽獨逸・土友好條約の調印完了の旨、獨逸外務省發表す  
六月十九日(木)  
▽汪主席の官民歡迎晩餐會を首相官邸に開催す  
▽第一回中央協力會議總會終る  
▽在ドイツ及びドイツ占領地帯内の米領事館の閉鎖と關係米人の退去をドイツ政府要求す  
▽在伊米領事館の閉鎖をイタリヤ政府要求す  
六月二十日(金)  
▽第一回中央協力會議閉會  
▽臺灣に志願兵制度實施を閣議で決定す  
▽厚生省内局として人口局新設を閣議で決定す

露光量違いにより重複撮影

# 興亞奉公日

七月 一齊に常會を  
一日 開きませう

## 週報

第二四六號  
六月二十五日

日・蘭印交渉の経過

再出發の興亞奉公日・大政翼賛會  
鐵道トンネルの話

汪主席の來訪

夫婦の出席力

工場・礦山勞務者の賃金公定

昭和十六年度週報總目次

## 週日誌

六月十四日(木)  
 △海軍航空隊、重慶を猛爆す  
 △南支沿岸の封鎖強化を嶋田支那方面總隊司令官宣言す  
 △在蘭印の芳澤代表に帝國の回訓を發出の旨、情報局發表す  
 △伊及び歐洲の被占領國、被侵略國(英國を除く)の在米資金の凍結をルーズベルト米大統領命令す  
 △訪日の汪主席、上海を出發す

六月十五日(金)  
 △海軍航空隊、重慶を猛爆す  
 △國民政府と協力し、清鄉工作の徹底を期す旨、中支軍發表す  
 △クロアチア國、日獨伊三國同盟に加入、ヴェネチアで調印式を舉行す

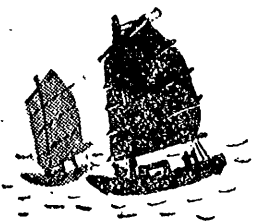
六月十六日(土)  
 △海軍航空隊、梁山を猛爆す  
 △滿蒙國境の確定なり、六月二十七日より現地作業を開始の旨、情報局發表す  
 △第一回中央協力會議を開催す  
 △米國政府、在米獨領事館の閉鎖と關係を決定す

六月十七日(日)  
 △獨人の引揚げを要求す  
 △中華民國主席行政院長汪精衛氏、入京す

六月十八日(月)  
 △天皇、皇后兩陛下、汪主席と御交際あらせらる  
 △對蘭印交渉打切りの旨、情報局發表す  
 △獨土友好條約の調印完了の旨、獨外務省發表す

六月十九日(火)  
 △汪主席の官民歡迎晩餐會を首相官邸に開催す  
 △第一回中央協力會議繼續  
 △在ドイツ及びドイツ占領地帯内の米領事館の閉鎖と關係米人の退去をドイツ政府要求す  
 △在伊米領事館の閉鎖をイタリヤ政府要求す

六月二十日(水)  
 △第一回中央協力會議閉會  
 △臺灣に志願兵制度實施を閣議で決定す  
 △厚生省内局として人口局新設を閣議で決定す



## 日・蘭印交渉の経過

交渉開始以来、使節團の引揚げまでどういふ経過をたどつてきたか、いまわれ／＼はそれをかへりみるとともに、今後蘭印側の反省を期しわが方の主張完遂をはかる方途に出てねばならぬ

日・蘭印間経済交渉の打切り、ならびに芳澤使節の引揚げにつき、帝國政府は、去る十一日の政府最高首脳部會議で方針を決定し、十四日、芳澤使節もて回訓を發するに至り、それに基づき芳澤使節は十七日午後五時(日本時間午後六時半)バタヴィアでチャルダ蘭印總督と會見、まづ芳澤使節から蘭印側の最後の反省を求めたが、チャルダ總督は

「蘭印側としては六月六日手交の回答について再考の餘地なし」として依然態度を變へないので、芳澤使節は「帝國政府としては蘭印側回答程度のもものでは國際協定となすに足らずと認め、今次交渉を打切り使節團の引揚げに決した」旨を傳へ、かくて兩國間の経済交渉は遂に不調となり、右會見後に左の如き共同聲明を發表したのである。  
日本及び蘭印兩代表は、日・蘭印間に繼續中であつた經濟交渉

が、不幸にも満足なる結果を招來し得なかつたことに對し、深甚なる遺憾の意を表明するものである。しかし、今次會商の不調によつて日・蘭印間の正常なる諸關係になんらの變化を及ぼさないことは勿論である。

### 歐洲戰爭の影響南洋に波及す

これよりさき、帝國政府は、去る昭和十四年十一月、日・蘭印間経済交渉の開始方についてオランダ政府へ提議し、それに對する原則的同意を得、とりあへず我が方提案の要綱を内示すると共に、その具體的交渉の開始につき東京、ヘーグ及びバタヴィアにおいて、蘭側と折衝を重ねてゐたが、昭和十五年五月、今次戰爭は遂にオランダ本國へも波及し、従つて蘭印もその影響を蒙るに至り、東亞新秩序の建設に邁進する我が國として無關心たり得ぬ情勢を展開したため、帝國政府はオランダ政府に對し、日・蘭印間経済協力關係確立に關する交渉の至急開始を要求したのである。

當時、オランダ政府は首都ヘーグからロンドンへ移轉

し、英國と同盟關係に立つて對獨戰爭の遂行に邁進することになり、従つて、蘭印の經濟組織も戰爭目的に動員されたのであつた。それに對し帝國政府としては、東亞諸民族の緊密な協力による共榮關係の確立を期する立場からして、歐洲の戦火が南洋方面にまで波及することに無關心たり得ないのはいふまでもなく、國防國家建設の途上にあつて蘭印資源に對する期待はますます加重されつゝあり、よつて速かにそれら不可缺の資源を確保すると共に、進んで日・蘭印經濟協力關係を確立し以て東亞の安定を圖る必要痛切なものがあつたため、とりあへずオランダ政府に對し、オランダの戰爭参加前の状態において我が方が蘭印に期待する重要物資の對日供給の保障を要求したのである。  
それに對しオランダ政府は、オランダが戰禍に捲込まれたために生じた國際關係の變化にかゝはらず、蘭印の對日經濟關係は依然として圓滑につゞけられるべき旨を確言し、且つさうすることが蘭印の死活的利益に合致し東亞の平和安定に資することを認め、積極的に協力實踐する意圖



(右) 小林使節と (左) モンアフ・クレーン

を明らかにして来た。

#### 小林使節の特派

かくして帝國政府は、日蘭兩國間における上記の合意を基礎とし、バタヴィアにおいて經濟交渉を開き、その圓滿な安結に向つて多大の努力を傾注することになつたのである。

即ち、まづ小林商相を首班としたわが特派使節團は、昨年の九月十二日にバタヴィアへ到着したが、政府は小林使節と並んで向井忠晴氏を民間代表に選定し、糖業聯合會等もそれ／＼使節を派遣して交渉の圓滿な進行に備へ、これに對し蘭印側は、ファン・モーク經濟相を首席とし、セント・ホーフェン法相ならびにファン・ホーフ・ス・トラーテン經濟省通商局長の三名を代表に派遣した。

そして經濟交渉は、いよいよ九月十三日から開始され、十月中旬まで斷續的に行はれたが、その間、皇軍の佛印進駐、日獨伊三國條約の成立、ルーズヴェルト大

統領三選による米國の援英強化等、日蘭兩國に直接間接に關聯をもつ幾多の重大事件が発生したため、深刻な影響を蒙るに至つたのである。

元來蘭印側は、日本の大東亞共榮圈提唱を目して日本の政治的支配圈の武力的擴張と曲解し、その不安に驅られてゐたものであり、皇軍の佛印進駐を以て彼等の豫想的中せりとして一層警戒の眼を注ぎはじめたところへ、日獨伊三國條約の成立が傳へられ、蘭印朝野は大きな衝動を受け、交渉はたちまち停頓し一般の空氣もとみに險惡となつた。かくて蘭印側は打開策として圓卓會議の開催を提案し、こゝにはゆるスカボミ會談が十月十四日から十六日にかけて、バタヴィア郊外の高原スカボミで開かれ、その進捗状況につき十六日次ぎの通りの日蘭共同聲明が發表されたのである。

日本 蘭印代表は、去る十四日から十六日までスカボミのホテル・サラ・ビンタオに相會し、小林商相並びにファン・モーク經濟相司會の下に會商を行った。

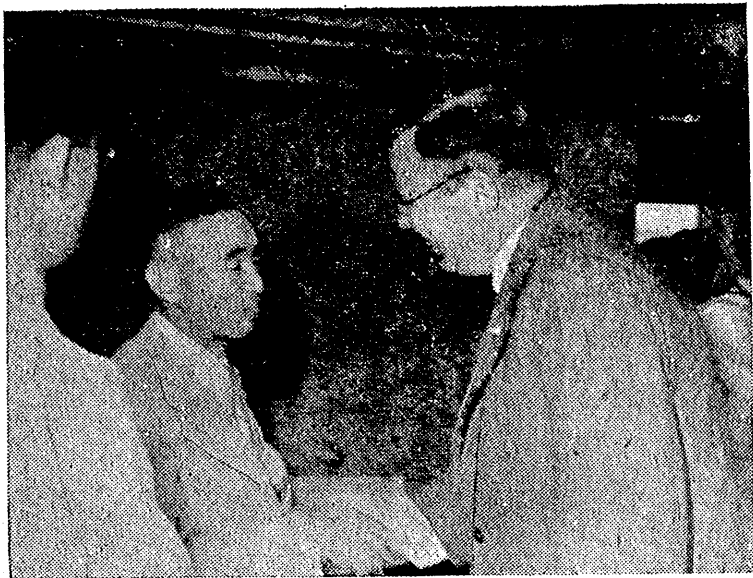
これら數回に亘る會商と個人的懇談の中に日蘭兩國間の一般關係が討議され、最近成立を見た日獨伊三國同盟の蘭印に及ぼすべき影響についても論及された。日本側代表はこの點につき、正式に左の如き意見を開陳した。

三國同盟條約の存在するに否にかゝらず、日本は日蘭間の友好關係が維持増進されることを衷心希望し、三國同盟によりいさゝかも影響を受けざるべきことを信ずる。日本の希望するところは、一に隣接國との共存共榮に他ならないのである。

而して蘭印側もこの見解を諒とした。

その他の諸問題の中、最も重要なものは石油問題であるが、蘭印石油の現状につき、蘭印代表並びに特に會談に列席した蘭印鑛産局長から詳細な説明があつて、日蘭兩國代表はこれらの諸問題がすべて近い將來に討議されるとの諒解のもとに、今後バタヴィアにおいて折衝を繼續することになつた。なほ、兩國代表は、今回の會商が最も友好的雰囲気の中において續行されてゐることを欣快とするものである。

ついで十月二十一日に至り、小林特派使節は紀元二千六



(右)相済經クローモ・ソアフと(左)節使澤芳

百年式典に参列すると共に、傍ら政府に報告協議の必要もある。帰朝することになった旨が発表され、同使節は翌二十二日の便船で歸國の途についたが、交渉はその後、齋藤總領事、太田首席随員及び向井民間代表によつてつづけられた。

なほ、小林使節の歸國に際して發した聲明にもあるやうに、交渉は主として石油問題を中心に討議を進められ、蘭印側は日本に若干量の提供を認めたが、日本側の希望量よりはなほ相當なへだたりがあり、さらに多量の要求を残したまゝ一段落となつたのであつた。

一方、英當局は十月二十一日、蘭印の航空機用高級ガソリンは全部英國が買付けてゐる事實を確證發表し、それと前後して米國側はスタンダード石油会社の代表をパタヴィアに派遣するなど、日蘭交渉に對する英米側の牽制が傳へられた。

ついで十一月四日、蘭印政府當局は蘭印國民參議會の質問に對する回答を發表、左の如く日蘭交渉に對する態度を闡明した。

#### 芳澤使節の派遣とオランダ側の不誠意

かくして、日本は小林商相に代つて芳澤元外相を新使節として派遣し、芳澤使節は十二月二十八日にパタヴィアへ到着、直ちに「残された問題の解決に最善をつくす」旨の聲明を發し、越えて本年一月十五日から豫備的會談に入り、それに引つゞき翌十六日、石澤總領事をしてファン・ホーフストライテン經濟省通商局長あて、交渉再開に關する新提案を提示せしめた。

一方、ロンドンに在るオランダ政府は、二月一日に至り、パプスト駐日公使に對し、蘭印の東亞新秩序編入に反對なる旨を日本政府へ申入れるやう、次ぎの如く訓令を發した。

蘭印を東亞新秩序に編入する案には、これが如何なる國の領土下に行はれるものであらうとも、オランダ政府はこれを拒絶する。

オランダは自國の行動が新秩序といふが如き考へ方に指導されることに反對であり、將來それが適用されるのを黙認すること

會商進行中に締結された日獨伊三國同盟に關し、蘭印政府が「日本は蘭印をもその指導下に置かんとするものであるか」と質したのに對し、日本使節團は「三國同盟は日蘭關係に變化を齎らすのではない」旨を言明した。従つて蘭印政府は「日・蘭印會商が何ら影響を受けぬものと思惟するものである」。

但し、日本が直接間接ドイツのために戦ふといふ點において、今後の日獨關係の進展を監視せねばならぬ。しかして、蘭印政府は、右の點ならびに一般情勢の進展に警戒を拂ひつゝ、會商を繼續する方針である。

なほ、それと前後してリットマン蘭印情報部長が次ぎの要旨を含む放送を、蘭印全土に向けて行ひ、極めて注目されたのであつた。

現今の蘭印にとつて、最も重大な事實は、オランダがドイツと交戦してゐるといふことである。蘭印はそのため、あらゆる必要な物資を英國に送らなければならず、餘つたものは他國に輸出せねばならない。日本との交渉も、従つてその範圍内での話である。

もないのである。

ついで二月三日、ファン・ホフストラテン通商局長は交渉再開に關する蘭印側の提案を手交するに至り、こゝに兩國代表はこの双方の提案を粗上に幾多の豫備會談を重ね、リットマン蘭印情報部長は三月三日、左の如く言明した。

會商は円滑に進捗してゐる。佛印問題は、日蘭會商には何の影響も及ぼさないであらう。最近いろいろと極東危機説が行はれてゐるが、蘭印政府は第三國の援助を求めやうなことをせず、依然、独自の政策を保持して行く心算である。

かくて三月十七日までに、石澤總領事とホフストラテン通商局長との間に十三回の豫備的折衝と三回の細目協議を重ねられ、一方、芳澤使節とファン・モーク經濟相も三月十五日に會見し、石澤・ホフストラテン會談の成果に基づいて協議を重ねた。

しかしながらその後、三月二十八日における石澤・ホフストラテン、ならびに四月十九日における芳澤・ファン・モークの兩會談以後、何ら現實的に進捗せず、現地におい

ては松岡外相の渡歐ならびにオランダ本國政府ファン・クレフェンス外相等の蘭印訪問などが交渉不進行の理由に擧げられてゐたのであつた。

これよりさき、オランダ本國のドイツ屈服當初は、蘭印も新秩序に順應して独自の立場から、日蘭印相互間の經濟關係を合理的に調整せんとする態度を示してゐたが、蘭印を包圍する英米側の攻勢的態度が次第にはつきりして來るや、蘭印の對日態度は再び硬化し、甚だしきに至つては蘭印側がすでに確約した物資についてもその供給を拒絶するやの態度にさへなり、わが國の唱導する大東亞共榮圈の理念を眞向から否定する言辭さへも弄するに至つたことは、すでに述べた通りである。

かゝる情勢にもかゝらず、帝國政府としては大局的見地からよく隠忍し、芳澤使節もまたねばり強い態度を持ちつゞけて専ら交渉の圓滿成立に全力を傾注し五ヶ月を過した。しかしながら、すでに會談も最後の段階を迎へたので、五月七日に至り芳澤・ファン・モーク會談において我が方の最小限度の意向を蘭印側に傳達し、蘭印側

のこれに對する態度表明を期待することになつたのである。

しかしながら、その後に至るもなほ餘り希望をもち得るやうな傾向も見えなかつたので、五月十九日、大橋外務次官はバプスト駐日オランダ公使を招致して帝國政府の決意を傳へ本國政府の善處を要望すると同時に、オランダ政府の庶務的立場にある英國政府に對しても側面的にクレイグイ駐日英國大使を通じて松岡外相からその妨害排除に協力方を傳へた。

#### 代表引揚げまで

かくて芳澤使節は去る五月七日のファン・モーク經濟相との會見で日本側のこの問題に對する決意を傳へ、更に十四日の會見で日本の第二回提案を提示し、わが方としてはひたすら蘭印側の回答を待つのみとなつたが、それにもかゝらず蘭印側の回答は遷延に遷延を重ね、最早交渉を繼續する必要なしとして代表引揚げ説さへ當時すでに傳へられるに至つた。

それに対し蘭印當局は、同月末に至り次ぎの如く辯明したのである。

一、蘭印側の回答が遷延してゐるのは全く技術的な理由によるので、蘭印當局が會商の進行を故意に回避してゐるのではない。最後の回答案は、且下蘭印總督の手許において慎重研究中である。

一、蘭印側としても日本との友好を切望するものであつて、日本の態度が俄かに硬化したことを怪しみ、かつ驚くもので、經濟交渉の前途は必ずしも悲觀すべきものではない。

一、蘭印としてはあくまでその基本的見解、即ちオランダ王國は再興されねばならぬ、その再興は一に英國の勝利によつて齎されるといふ見解を固執するものである。

一、蘭印は祖國の希望を裏切ることなく、あらゆる手段を講じて英國を援助せんとするものである。従つて蘭印側としてはあくまで物資がドイツに流れ込むことを防止すべく、この基本方針に従つてすべての經濟・貿易政策を進めてゆかざるを得ない。

ついで六月六日、遷延を重ねてゐた蘭印側の對日回答

は、やうやく我が方に手交されたが、會見後芳澤使節は次  
ぎの如く言明するに至つたのである。

今日の會見で自分と石澤總領事は蘭印の回答に一顧目を通  
し、二三の點につき蘭印側代表に質問したが、更に他の點につ  
いても蘭印側代表の説明を求むべき旨を傳達したところ、  
先方もこれを認承した。

回答の内容については、まだ言明出来ないが、文面は大體にお  
いて頗る強硬かつ決定的で、今後の會談の成行はかなり困難を  
懸念せねばならないであらう。自分は今後とも自分に與へられ  
た使命に最善をつくすつもりであるが、その努力がもし水泡に  
歸するにおいては斷乎引揚げのほかはないであらう。

かくして、日蘭交渉の蘭印側回答に對する我が方の事務  
的検討は、十日の外務省幹部會ならびに外務・陸軍・海軍三  
省連絡會議で完了し、翌十一日の政府最高首脳部會議にお  
いて最後の決定を見たのである。

### 大局的見地からわが方の主張完遂へ

以上の通り日・蘭印交渉は、單に物資獲得問題のみなら

に寄與することによつて、一層その住民の進歩・繁榮・解放  
を促進できるものと言はねばならない。

それにもかゝらず、最近の經濟戰激化と共に蘭印をめぐ  
る國際情勢は、交渉の圓滿進捗を阻むに至り、去る六月  
六日の蘭印側回答は、甚だ不満足なるのみならず、ことに  
我が方の重視する必需物資獲得の問題については蘭印側の  
都合次第でその供給數量を減少出来るものとすることを  
主張してをり、この問題については既に從來しばしば「オラ  
ンダ政府及び蘭印當局の約束ならびに言明があることと  
もあり、今次の蘭印側回答の内容ではこの際とくに  
國際協定とするに足らぬものと認め、こゝに帝國政府は會  
商を打ち切り代表部を引揚げることに決定し、芳澤使節に對  
して歸朝命令が發せられたのである。

但し我が方としては、これによつて蘭印側の態度を是認  
し東亞共榮圏の主張を後退させるやうな考へは毛頭なく、  
おもむろに蘭印側の反省を期し、更に大局的見地から我が  
方の主張完遂をはかる方途に出るべきものである。

ず一般通商關係の増進、邦人の蘭印入國ならびに蘭印にお  
ける從業・企業投資・海運・航空・通信連絡等、かなり多岐に  
亘るものであり、これらの内、航空連絡の如きは既に蘭印と  
第三國との間に實施中で、また企業投資にしても石油事業  
の如く英米資本の活躍目覚ましいものさへあり、蘭印側とし  
ていづれも第三國に對し極めて寛大に許可されてゐる状  
態にある。

従つて、わが方からの要望も極めて合理的なもので、豊  
富な蘭印資源の開發に参加すること、これに伴ふ邦人の  
蘭印渡航・從業・開發物資の輸送のための邦船の蘭印不閉港  
地寄港及び一部沿岸航路の開放、ならびに現地邦人漁業の  
發展に關すること等、いづれも日・蘭印經濟協力關係促進  
の基礎に立脚しさえすれば容易に解決され得るのであ  
る。

これに對し蘭印政府は、その政策の基調が蘭印住民の進  
歩・繁榮・解放にあることを強調してゐるものの、わが方の  
提案がそれらと相反せぬことはいふまでもなく、むしろ蘭  
印としては日・蘭印經濟協力關係を確立し、東亞の平和安定

### 支那事變第四周年特輯 (七月二日)

寫	眞
週	報

特派員のもたらした現地報告  
△大同の石炭 △龍烟の鐵 △北京の女學  
生 △兵隊さんの農場 △南支の海上封  
鎖作戰 △廣東の政治訓練所など  
讀物は前線の兵隊さんだより  
なほ七月九日號も發行を一日くり上げて事變第四周年を發行し  
ますから御期待下さい

### 六月二十五日 號目次

- ☆國民政府汪精衛主席來訪
- ☆行けよ鎮山男の戰場 —— 歸還勇士が抗敵戰士になるまで
- ☆金光厚生大臣日立鎮山を訪問
- ☆第一回中央協力會議閉會
- ☆臺灣施政四十七年 ☆臺北の熱帶醫學研究所
- 讀物ページ ——
- ☆協同で立てよ生活の新體制
- ☆篤農家の聲を聴く —— 内閣總理大臣官舎の懇談會から ——
- ☆使つて育てよ代用品(常會のページ)



## 生活を通しての御奉公 再出發の興亞奉公日

世界情勢の變遷のさ中にあつて、不動の固めをなすためには、まづ一切を擧げて生産力を擴充し、高度國防國家を建設しなければならぬ。

しかしながら今日その生産力擴充も國民の生活問題への脱み合せの上に立たなくては、その完全な目的の遂行は望み得ぬ段階に立至つてゐる。生活はもはや生産の背後の問題ではなく、國民の生活問題は切實な告げつゝあるのであつて、これを無視して生産は實現し得ないのである。

即ち、生産を離れた、單に消費生活と

いふ如き生活の存在は、今日斷じて許されない。生産即生活であり、生活即生産である。高度國防國家體制は生産と生活の兩者一體の上にはじめて確立されるのであり、兩者を一體ならしめる營みの中のみ建設されるのである。

以上の如き生活に對する新たな認識の上に立つ時、從來叫ばれてきた職域奉公といふ觀念のみを以てしては、既に國民の心構へとして不足の感を免れない。時局の現段階は職域とか家庭とかの或る限られた生活の場所における心構へより進んで、全生活を通しての御奉公を要請

するに至つてゐる。職域奉公に加ふるに、更に生活奉公の觀念が確立されねばならない。

生活を通しての御奉公——その實踐の第一着手は生活の合理化にはかならない。この生活の合理化を眞に實現するためには、舊きになつみ、習はしに追隨する消極的態度を以てしては斷じて行はれない。一切の困難を排して舊來の不合理を一擲し、合理的な新體制を積極的に打立てるべきである。そしてそれを日常生活の最末端にまで浸透せしめて生活習性たらしめねばならない。

從來興亞奉公日は「勤勞と増産の日」として實踐されてきたが、今回、大政翼賛會國民生活動員本部が中心となつて職域奉公に加ふるに生活奉公の觀念から、新たに興亞奉公日ととりあげ、新實施要綱を定め、こゝに改めて興亞奉公日は、新しい生活の基本的訓練の道標の日とし

て再出發をすることになつたのである。

来る七月一日の興亞奉公日は再出發最初の日として、午後八時半、翼賛會の講演ラジオ放送を中心に、特に臨時に全國一齊に關係常會（關係常會なき地方は部落または町内常會）を開き、翼賛會と全國隣組一體の一大常會たらしめ、席上新實施要綱を傳達して、改めて生活新體制の建設を協議決定の上、直ちにそれを實行することになつてゐるが、新實施要綱に示された生活新設計の中心の狙ひは生活の協同化、集團化といふことである。從來のやうな各戸別々の個人本位の生活のままでは、日常生活上の新工夫にも限りがあり、現にさういふ試みは相當程度出つくしたかの感すらある。こゝに、もう一歩を進めるためには、個々の生活を協同化して、その協同生活全體の中で

新しい工夫をする必要がある。

例へば貯蓄にしても、まづ生活そのものを隣組單位に協同化し、その全體から出てくる節約部分を貯蓄するやうにする。隣組はまた一つの隣組の中だけで貯蓄するといふのでなく、更に町内會へとより大きな協同體に向つて、隣組同志の協同化をはかり、それを通して全體から餘剩力を生み出すやうにする。

かういふ意味の協同化によつて、貯蓄ばかりでなく健康増進や娯樂のための行事や施設、また食糧増産の一助である空閑地利用及び肥料利用などすべてその効果をより大きく適切にすることが出来るのである。

そればかりでなく、從來改廢が非常に難しいといはれた冠婚葬祭に關する弊風から、虚禮のための贈答、約束時間の履行に至るまで、いづれもこの協同の力を以てすれば、たやすく解決し得るもので

ある。

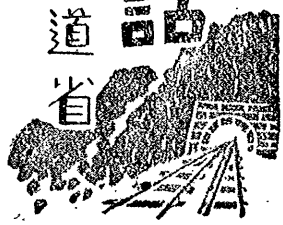
從來各所で行はれた共同故事などは、生活協同化の最適事例として、今後ますます獎勵實施されてよいものであるが、これによつて時間と努力と経費が節約され、或ひは主婦に對して生活の餘暇を與へ次の活動に備へさせることになり、或ひは妊産婦に對して、その母性と胎兒を保護することになる。しかし更にこの共同故事に生活協同化の内容を科學的に充實させるためには、これによつて「榮養の協同化」をはかるところまでゆかなくてはならない。

以上ほんの一例に過ぎないが、このやうにして合理化された生活新體制を、生活御奉公の目標に歸一させ、生産動員に代る生活動員を實現して、一億國民とこゝとくその志氣を昂揚し、時艱の克服に邁進しなければならぬ。

（大政翼賛會）

# 鉄道トンネルの話

## 鉄道省



わが國鐵道線路の網期的進歩を期する待望の關門トンネル貫通式が、いよいよ七月十日舉行される運びとなつた。土地が狭く山地の多いわが國では、二十數ヶ所に上るトンネルがある。さてこれらのトンネルは、一體どんな方法で掘鑿されてゐてあらうか。……分りやすく説明してみることしよう。

### トンネルの國

わが國は狭い土地である上に地面に高低が多い國であるから、どこへ鐵道

を敷くにしても山に突き當り、どうしてもトンネルを掘らなければならぬ。とかくトンネルは煙が入るの、騒がしいのと、旅行者から好感を持たれないが、近年では長さにおいて東洋一の清水トンネル、世界一の難工事としての丹那トンネルなど、トンネルの話が人々の口の端に上つてくると、嫌はれるトンネルにも、次第に興味を持つやうになり、旅情をなぐさめる種ともなつてきた。

最近では世の人の視聽を集めてゐる

本州と九州とを結ぶ關門海峡トンネルも、すでに工事が着々進められ、一昨

十四年四月十九日試掘坑(トンネル)が貫通し、底設導坑が本年三月三十日に貫通、いよいよ本トンネルの貫通式も七月十日に擧げられることとなつた。來

年頃には東京發九州行の列車も走らうといふわけ。また本州と朝鮮とをつなぐ朝鮮海峡トンネルの計畫なども世間の評判になつてゐるので、一層トンネルが人々の注意をひくやうになつてきた。

現在國有鐵道のトンネル全部をつないでみると、その總距離は約七〇〇軒になり、これを一本のトンネルにするに東京驛から岡山驛附近までの長さになる。これをみても山國の日本では鐵道とトンネルとは切つても切れない間柄にあることがわかる。

### トンネルの大きさ

さて、一口にトンネルと言っても、大きさがいろいろある。

トンネルを掘るには單線の場合には問題はないが、複線運輸をする場合には單線型で上り線と下り線を別々にするが、または複線型で大きなトンネルを一本だけ掘つて、上り線と下り線と同じトンネル内に通すかを定めなければならぬ。單線型のトンネルの大きさは大體幅が三・七米、高さは約五・八米位で(清水トンネル)、複線型の場合には幅約七・六米、高さ約六・七米位のものをつくるのである(丹那トンネル)。

### 地質調査

トンネル工事に着手する前にはまづ

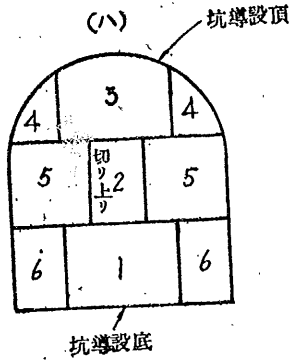
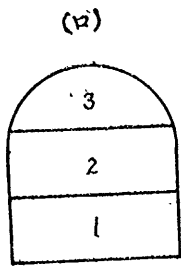
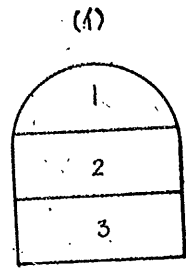
その山の地層調査をすることが大切である。トンネルを掘る場所を誤つて地質の悪い所を選ぶと、工事中とんでもない事故を起したり、また出来上つた後でもいろいろ支障を來すことが多い。

そのため豫じめトンネルの位置選定のため地質學者が踏査して、地形や岩質の状態を調べたり、特に斷層の有無、地下水の湧出の條件等を十分よく調べてから場所を決定する。また地質學者の踏査以外に新聞でよくいふ人工地震すなはち彈性波式地下探査法で、地震計をダイナマイトを爆破し、それによつて發生した震動が地盤内を傳はる速度を記録する。その速度は地質の硬い程早いからその結果から地下構造を判定することが出来る。

### どうやって掘るか

トンネル工事を大別してみると次のやうになる。

- 一、山を掘り崩す仕事、これを掘鑿と云ふ
- 二、掘つた後が崩れないやうに、一時



的に支へる仕事、これを支保工といふ

三、コンクリートや煉瓦、石等のしつかりした材料で、掘った内側を覆つて絶対に崩れないやうにする作業、これを覆工又は構築といふ

トンネルを掘る場合に堅い岩石のところはなかく面倒であるが、掘り進む中に崩れる心配はない。軟かな地質の所では、折角掘つても上や横から土や砂が崩れ落ちる傾向があるから、安全に仕事を進めて行くためには、その掘り崩した後を、速やかに何かで固めねばならない。この固めをするには普通は松板を並べて、崩れようとする土砂を受け留めて、その松板を松丸太で支へるのである。

昔は堅い岩山を掘ることは非常に困難な仕事であつたが、ダイナマイトが發明されたり、堅い岩に孔をあける強力な機械即ち鑿岩機が發明された今日では岩の中のトンネル工事は非常に楽になり、支保工が要らないので思ひ切つた工事が出来る。

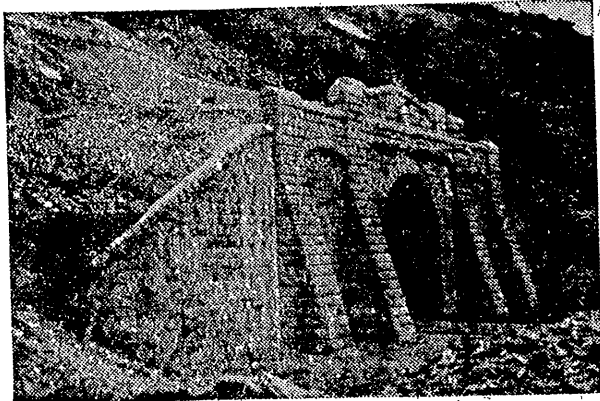
難な仕事であつたが、ダイナマイトが發明されたり、堅い岩に孔をあける強力な機械即ち鑿岩機が發明された今日では岩の中のトンネル工事は非常に楽になり、支保工が要らないので思ひ切つた工事が出来る。

る。次に(4)を掘り(5)の順に掘り下げて行く。この場合トンネルの外側に當る部分はすべて松板で圍ひ、それを梁及び桁と稱する松丸太で受け、その桁を柱で支へるのである。

セメント注入

トンネルの坑内湧水は普通は下水溝で排出するが、餘りに多量になつた場合は本トンネルと別個に水抜坑を掘つてこれに落とし、本トンネルの工事に支障を來さないやうにする。丹那、清水でもみんなこの方法をとつた。しかしこの坑内湧水もたゞ岩盤の割目から多く滲出する場合はこの水抜坑の二法でもいゝが、地中には断層といふものがあり、地層が押されたり、むつたりした結果、硬い岩盤が

押し潰され隙のやうな岩片や、軟かい粘土のやうなもの集まつた、いよゆ



る断層角礫帯になつてゐる場合は、湧水を伴ふと同時にこの軟弱な地質が崩

れようとするため、大きな壓力となつて前記した支保工に働いてくるので、到底普通の方法では掘進出来ぬことになる。

この場合にはセメント注入といつて、セメントを水に溶したものを鑿岩機で地中に押し込みあらゆる隙間をセメント乳で埋めてしまひ、セメントが凝固して地下水が滲出するのを防退せらるゝを待つて、掘進すれば断層帯の突破も出来ることになる。丹那トンネルの断層はこの工法で征服したもので、現に關門トンネルでも、海底からの湧水をこれで防いで進んでゐる。

シールド工法とは

これは泥や砂の堆積した、水底のトンネル工法で、英米の河底トンネルでは盛んに用ひられてゐる工法である。

わが國では昔羽越線の折渡トンネル(大正八年)、丹那トンネル(昭和二年)に一寸用ひたこともあつたが、何れもほんの眞似位のもので終り、本式に應用してゐるのは關門トンネルで初めてである。

この工法はトンネル型の鐵筒の先に地中に切り込んで行けるやうに刃口を付けてあり、水壓ジャッキでトンネルの掘進方向に押し込んで行く。一方この鐵筒は普通の工法の支保工に當るもので、十分崩れようとする土砂の壓力を受け止めることが出来るので、どんな河底の軟い沈積土層の中でもどしどし掘進して行くことが出来ることになる。

覆工はこの支保工用の鐵筒と同じ斷

面に、セグメントと稱してゐる鐵筒を數箇に分けた鐵片で據立て、後からコンクリートで仕上げを。

シールド工法は大體水底の沈積土層内を掘進する方法であるため滲出水の防止法として一般に空氣掘鑿といつて、壓搾空氣をトンネル坑内に押し込み、滲出しようとする沈積土層の水壓に打ち克ちつゝ掘進することが多い。

この工法は隅田川の永代橋の基礎工事に應用した潜函(ケーソン)と同じ方法で、作業する坑内は水が漏らないやう、壓搾空氣で閉ぢ込んで置くため工法として中々面倒になることは仕方がない。

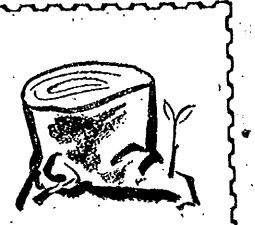
日本  
の  
ト  
ン  
ネ  
ル  
の  
長  
さ

現在日本で一番長いトンネルは上州と越後の國境を貫いてゐる清水トンネルで、延長九、七〇二米、大體東京驛か

ら大井町驛までの距離と同じである。

その次に有名な伊豆の丹那トンネルで延長七、八〇四米、丁度東京驛から中央線の信濃町驛までの長さにあたり、第三位は仙臺から山形に通じてゐる仙山線の仙山トンネルでこれは延長五、三六一米、東京驛から田町驛までの距離に相當する。

この三つが現在わが國の三天トンネルである。かつては日本一を誇つてゐた中央線にある籠子トンネルはその延長四、六五六米で今では第四位に下つてゐる。世界で一番長いトンネルといはれてゐるのはアルプス山脈をスイスから伊太利へくゞり抜けてゐるサンズロントトンネルでその延長二〇、〇四三米で、大體上野驛から浦和驛までの距離と同じである。



# 汪主席の來訪

支那事變は、これまでも、いろいろな段階を経てきたが、こんどの國民政府汪精衛主席の日本來訪によつて、また大きな段階が刻まれることになつた。

今回の汪主席來訪の目的は、新しい中央政府が成立してから、今日まで、日本から與へられたいろいろの支援や好意に對するお禮のためと、この訪問を機会に日本と中國の親善關係を、一層緊密にしようといふところにある。

汪精衛主席は、かうした目的をもつて、去る六月十四日、日本郵船の八幡丸で、隨員一同と共に上海を出發し、同十六日海上慈なく神戸に上陸、それより一路東上して、十七日朝輝やかしい都入りをし、直ちに外務省より差廻しの自動車で、東京麻布の中華民國大使館に入つた。

そして、汪精衛氏はこの日大使館に入るまでは、行政院長、つまり日本で言へば内閣總理大臣の資格で來たのであるが、その日の午後大使館を立つて、霞ヶ關離宮に入り、翌十八日、宮中の儀式を終へるまでは、特に中華民國の元首

として、わが皇室に於ては、特別の御待遇を辱らせられたのである。わが國として外國の元首を正式に迎へたことは、昨年滿洲國皇帝陛下をお迎へして以來のことであり、この一事からしても、今回の汪精衛主席の來訪は、日本の歴史上から、また東亞の歴史上からも、まことに大きな意義があるわけで、このことが内外、特に重慶政權に及ぼす影響は極めて大きいものがあると思はれるのである。即ち、重慶政權は汪政府をもつて日本の傀儡となし、汪政府には主權も獨立もないと宣傳し、中國四億の民衆を抗日戦線に驅り立ててゐるが、國民政府の主權を認め、重慶の主權を認めないといふ嚴然たる今回の事實は、この重慶の欺瞞宣傳を根本から覆したもので、これが支那民衆に及ぼす影響はもとより、援蔣第三國に與へる影響もまた大きなものと見られるのである。

入京第一夜を懐ヶ關の離宮で過した汪精衛主席は、翌十、

八日宮中に参内したが、長くも、天皇 皇后兩陛下には、汪主席と御會見、御會食を遊ばされ、汪主席は、新政府樹立以來のわが皇室の絶大な御好意と、來朝に際しての御殊遇に對して御禮を言上し、日華親善、新東亞建設に寄せさせ給ふ大御心に感激しつゝ、宮中を退出したのである。

宮中を退出した汪主席は、一旦懐ヶ關離宮に入り、同日午後大使館に還つたが、こゝで初めて、新聞記者團と會見し、次ぎのやうな聲明を發表したのである。

汪院長の聲明

今回、私が貴國を訪問致したのは、わが國を支援せらるる貴國の御好意に對し、感謝の意を表すとともに、兩國間において協力すべき各種の根本問題につき貴國政府當局と懇談せんがためであります。本日、中華民國國民政府主席として天皇 皇后兩陛下に謁し、親しくわが國政府及び全國民の深甚なる感謝の忱を獻ぐるを得ましたことは誠に光榮の至りであり

ます。その際、天皇陛下にはわが國及び東亞の前途を御珍念あらせられ、有難き激勵の御言葉を賜はり、只管感激致してある次第であります。明日よりは貴國政府當局を歴訪し、十分に意見を交換すると共に貴國々民に向つて衷情を披瀝したいと存じますが、今やわが國においても朝野均しく緊き決意の下に、近衛總理大臣の先年聲明されました善隣友好、共同防共及び經濟提携の三原則のために一貫せる努力を拂ひ、昨年締結されました

た中日間基本條約及び中日滿三國共同宣言を完全に實現せしめ、以て全面和平を招來し、かつ東亞新秩序建設のため、その負ふべき責任を盡して東亞永遠の和平を樹立し、進んで世界の和平に貢獻せんとしつゝあるものなることは、私の斷言して憚らざるところであります。

神戶上陸以來、貴國より盛んなる歓迎を受けつゝあります。が、皇室より賜はりたる御殊遇と國民より示されたる熱誠とは私の一生を通じて忘れ得ざる感激であります。隨んで深甚なる謝意を述ぶる次第であります。



明治神宮参拜の汪主席

かくて十九日には、汪院長は細雨煙る中を大宮御所に伺候して、皇太后陛下に御挨拶を申上げ、また明治神宮に詣で、更に九段の靖國神社に参拜したが、わが護國の英雄が眠る社前に額づいた汪院長以下の胸中に去來したものは何んであつたらう？友邦日本の數知れぬ幾多の尊き犠牲によつて、今や清々と建設

の歩を進めてゐる新生中國の主席として社前に立つた汪院長の感懐は想像に餘るものがある。

そして同夜、總理大臣官邸で近衛首相主催の汪精衛歓迎晩餐會が開かれたが、その席上、近衛首相は東亞新秩序建設に對する確乎たる信念を述べ、汪主席はこれに應へて、「吾人は支那を愛し、日本を愛し、東亞を愛し、この三つの愛を打つて一丸として全面的な和平の實現に邁進する」と言々次ぎのやうにその誠意を吐露したのである。

### 首相挨拶要旨

汪院長閣下がつとに東亞百年の大計に奮起せられ、日華兩國の密接なる提携實現のため全力を傾倒し、萬死を賭して信念の命するまゝに日夜勇往邁進せられてをりますことは、私共平素ひそかに敬服してやまざる所でありませぬ。不幸なる今次事變の解決方針と致し、先年不肖私より述べました帝國政府の根本諸原則は、幸ひにも汪閣下全權の御賛同を得ました結

### 汪院長答辭

本日は御丁寧なる御招待に預かり、かつ御懇篤なる御挨拶を賜はり、また、貴國名流に相會する機會を得たるは感激に堪へざるところなり。總理閣下が日支兩國關係の根本原則を主張せられてより、つひに兩國の條約及び日滿支三國共同宣言成立し、東亞百年の和平の基礎確立するに至れり。先進國たる日本がかかる正々堂々たる主張をなされたる以上、中國は當然これに追隨して努力すべきことよりなり。但し事實は二ヶ年以來未だ全面和平實現せず、甚だ遺憾にして國民政府一同は責任の重大を感じ慚愧に堪へざる所なり。全面和平實現せざる理由は多

果日華提携の根柢期せずして定まり、つひに昨秋の日華基本條約並びに日滿華三國共同宣言となつて現れましたことは、東亞における三大國家のため、延いては世界平和の前途のため大慶の至りに堪へない次第であります。しかしながら、兩國々交の完全なる回復、言葉をかへて申せば、全面和平の達成は、今後における汪閣下を初め貴國政府のためまさる御努力と我が朝野一體の熱烈なる協力とに待つもの極めて大なるものあるは今更申すまでもないこととあります。私は汪閣下並びに貴國政府がよくこの大任を負荷せらるゝものであることを信ずると共に、私どもも全力を擧げて貴國上下の御信頼に副ひ、以て相共に東亞新秩序の確立を早め、誓つて人類平和の基を築かんことを期するものであります。汪閣下この度の御來訪は日華兩國關係上實に空前の盛事であり、また我が官民上下において望外の喜びと致すところとあります。これを機として日華兩國政府の間柄はいよいよ緊密となり、兩國の國交はますます固きを加ふるに至るべきは私の信じて疑はざる所とあります。

頃東京に至り中國に歸りたるが、日ならずして歐洲戰爭勃發し、事態の様相極めて複雑となりしことなり。蓋し、外來の勢力がますます國內の勢力と結び、事態の解決を困難ならしむるに至りしなり。國家の内部においてこの事態の長引くことを欲する者あり、外國にも重慶を擁護して抗戦を長引かすものあり。右二種の困難相交りてますます局面を困難ならしめたり。これ各位の諒解せられることなるべし。しかし、國民政府一同は如何なる困難ありともこれを克服する決心あり。目的を達成するには當然幾多の困難あり。國民政府は誠心誠意自らの使命を果し、一方、誠心誠意日本の支援を受けんとするものなり。かくて困難を打破し得べし。この度、吾人の訪問は一面友邦に感謝するとともに、東亞新秩序建設の具體化につき當局と隔意なき意見の交換を遂げんがためなり。きのふ、天皇陛下に拜謁の機を得て、陛下が支那及び東亞のため御軫念あらせられるを知り恐懼しをれり。今夕、各界の權威に接し御示教を得たるは幸ひなり。今回の訪日により一層の勇氣を附加せられたる感あり。吾人は支那を愛し、日本を愛し、東亞を愛し、この三

つゝの愛を打つて一九として邁進すべし。

X

X

さて今日、支那事變は、最早日支間の事變ではなく、緊張せる世界情勢と關聯し極めて複雑なものとなつたが、その事情がどうであれ、このために事變解決の大目標が變るやうなことは決してないのである。

東亞の平和確立こそまことに動かざる事變處理の大目標である。かうした考へに基づいて、日本と中國の關係はどうかあるべきか、この關係を具體的に約束つけたものが昨年十一月結ばれた日華基本條約と日滿華共同宣言である。従つて、この條約の實現と、この宣言の履行こそ事變解決への正道である。

汪精衛氏は、「昨年は條約を結んだが、今年はこの實現を實行する年である」といつてゐるのである。

「信は力なり、自らを信じ毅然として戦ふ者常によく勝者たり」とわが戰陣訓も教へてゐるが、まことに信は力である。汪主席は萬死を賭して、信する所に邁進してゐる。

る。しかも日本は、既に自らの力を信じ、指導的立場に立つて日滿華三國相携へて東亞再建の樞軸たることを誓つたのである。今更左顧右盼は許されぬ。道はたゞ一つである。即ち敵性第三國の支援のもとに徒らに抗日を續ける將政權をあくまで潰滅せしめると共に、汪精衛氏の國民政府を育成強化し、東亞新秩序の建設に一路邁進することである。

文部省編纂

國民學校令及國民學校令施行規則

全國の小學校は今や一齊に國民學校と改稱されたが、國民教育の制度と内容が、どんなふうに変更されたか、今までの小學校の教育とどんな點が異なるか、教職員の方は勿論一般の方々にも必要な、國民學校令、同施行規則、文部省訓令及び最近改正の關係法令等を集めたものであります。

定價十五錢(送料三錢)で全国各地官報販賣所並に一般書店で發賣して居ります。

内閣印刷局



# 夫婦の出生産力

## 生めよ殖やせ

五人の子實を得るには……

数字が示す

「早婚奨励」

最近における初婚の妻の平均婚姻年齢をみると、昭和十二年には二四・一五六歳であり、昭和十三年には二四・四一四歳である。

過般の閣議で決定をみた「人口政策確立要綱」は出生増加、死亡減少および資質強化の三大方針による人口増強を目標とする人口國策であつて、出生増加については「今後ノ十年間ニ婚姻年齢ヲ現在ニ比シ概ネ三年早ムルト共ニ夫婦ソ出生數平均五兒ニ達スルト」を要請してゐる。

そこで、現在の平均婚姻年齢は幾歳であるか、その平均婚姻年齢における一夫婦の平均出生産力は幾人である

か、平均婚姻年齢を三年早めることによつて一夫婦の平均出生産力を五人とすることは可能であるか、また職業の種類、經濟的地位或ひは教育程度の差異は出生産力に對してどのやうな影響を持つものであるか等が問題になる。

人口問題研究所で實施した出生産力調査の結果は、これらの問題に對してある程度回答を與へることが出来ること信ずるから、その概要を説明することにした。

出生産力調査の結果についてみると、二十四歳で結婚した妻は、婚姻持續期間十六年乃至二十年では、平均四人の出生産力をもつてゐる。婚姻持續期間が二十一年乃至三十年に達しても、平均出生産力は殆んど増加しないで、四・一人である。

る。ところが、婚姻年齢を三年早めて、二十一歳で結婚した妻は、婚姻継続期間十六年乃至二十年では、平均四・五人の出生児をもち、婚姻継続期間二十一年乃至三十年では、平均五人の出生児をもつてゐる。婚姻年齢二十一歳の妻の妊娠可能期間は二十数年に及ぶから、その平均出生児数は五人に達することは確實である。序に婚姻年齢二十歳の妻の平均出生児数を示すと、婚姻継続期間十六年乃至二十一年では四・七人、婚姻継続期間二十一年乃至三十年では五・四人である。

これによつてみると、最近における妻の平均婚姻年齢二四・四一歳が持続し、或ひはそれ以上に上昇するときには、平均五人の出生児を期待することは困難である。尤も、平均婚姻年齢を引き下げても、出産回避の悪習が普

及すれば、出生率は低下するが、いまま他の事情は變化しないものを假定して、一夫婦の平均出生児数を五人に増加するには、現在の妻の平均婚姻年齢を三年早めて、二十一歳見當に引き下げる必要がある。

しかし、夫の平均婚姻年齢をもとのまゝにしておいて、妻の平均婚姻年齢だけを引き下げることは甚だ困難である。といふのは、わが國においては、夫婦の年齢差は殆んど常に一定であるからである。すなはち、初婚の妻の平均婚姻年齢は、明治四十一年（この年から初婚者の平均婚姻年齢に関する統計資料が發表されてゐる）には二二・八七歳であつたが、年を追うて次第に上昇し、昭和十三年には二四・四一歳に達したのである。初婚の夫の平均婚姻年齢

も、明治四十一年には二六・八一歳であつたが、同様に次第に上昇し、昭和十三年には二八・三九歳に達してゐる。そして、いづれの年次においても年齢差は常に三・九歳乃至四・一歳である。

このやうに、夫婦の年齢差は殆んど一定である限り、妻の平均婚姻年齢二四・四歳を二十一歳見當に引き下げるためには、夫の平均婚姻年齢二八・四歳を二十五歳見當に引き下げる必要がある。われわれの日常の経験によると、結婚に對してインシアティブをとるものは、多くの場合、男子の側にあるから、男子が二十五歳で結婚する決意をもつてなければ、女子が二十一歳で結婚する意志があつても、平均婚姻年齢の引き下げは容易に實現され得ないであらう。従つて男子の平均婚姻年齢

を二十八歳から二十五歳に引き下げることは、それ自體としては生産力の増強に對して、妻の平均婚姻年齢の引き下げほどに大きな影響があるものとは考へられないが、しかし、女子の平均婚姻年齢を二十四歳から二十一歳に引き下げるための有力な要因である點において、重要な意義をもつてゐる。

### 出生率の優れた農業者

出生率は、職業の種類により、また同一職業でも、都市と地方によつて差等がある。妊孕期間經過後の夫婦（妻の年齢四十四歳以上の夫婦）について、平均出生児数を、職業別および地域的に示すと次の通りである。

農業者	五・五九	二・二六八	四・〇六
職業者	六・一四	二・三三六	三・八七
職業者	六・一四	二・三三六	三・八七
職業者	六・一四	二・三三六	三・八七

都市	一・三九二	五・七二五	四・二二
農業者	一・八〇〇	三・五三四	四・二六
職業者	一・二八三	四・九三三	四・二七
職業者	一・三〇五	五・二二二	四・〇〇
農業者	一・〇五四	五・二四八	四・九八

右の表で見ると、農業者の平均出生児数は四・九八人が最も多く、「人口政策確立要綱」が要望してゐる一夫婦の出生児平均五児をほぼ實現してゐる。農業者の平均出生児数がこのやうに高いのは、平均婚姻年齢が比較的に低いことにもよるであらうが、元來、出生力が旺盛であることにもよるであらう。これに次いで農村賃銀労働者の四・三六人が高いが、農業者に比較にするに著るしく劣つてゐる。その他の職業の平均出生児数は更に一層少く、都市賃給生活者に至つては僅か三・八七人に過ぎない。故に農業者以外の各種の

職業における平均出生児数はいづれも増加させる必要があるが、特に都市賃給生活者の平均出生児数の増加については最大の考慮が拂はねばならぬ。

次に同一職業における平均出生児数を、都市と農村とについて比較すると、賃給生活者も、賃銀労働者も、農村よりも都市の方が劣つてゐる。出生力の観点からいへば、都市生活は一般に好ましくない。この傾向が將來も持続するものとするれば、人口の都市集中については特別の配慮が必要である。しかし中小工業主にあつては、事情は全く逆であつて、都市におけるよりも農村における平均出生児数はやゝ劣つてゐる。この點は、後段において、地域別および職業別による不妊率を観察する場合に論及することにする。



**出生児数は**

**どんな階級に多いか**

次に妊娠期間経過後の夫婦について、経済的地位別に一夫婦当り出生児数を観察しよう。まづ俵給生活者および賃銀労働者は一括して、夫の収入階級別に一夫婦当り出生児数を示すと次の通りである。

収入階級	夫婦数	出生児数	一夫婦当り出生児数
五〇圓未満	五八八	二、五二七	四・二八
五〇圓以上	一、四〇八	五、六九一	四・〇四
一〇〇圓未満	八九六	三、八一七	四・二六
一〇〇圓以上	二、三三七	九、六五五	四・一六
二〇〇圓未満	二二六	八七六	四・〇六
二〇〇圓以上	三、三三三	一、四八〇	四・二九

右の表で見ると、収入五〇圓未満の最低階級の平均出生児数は最も多く、四・二八人である。収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の階級はこれに次いで多

く、四・二六人であるが、大體において、収入三〇〇圓未満の階級の平均出生児数は少くなつてゐる。そして収入三〇〇圓以上の階級の平均出生児数は、やや大である。すなはち、俵給生活者および賃銀労働者に在つては、収入の最も低い階級と収入の最も多い階級の平均出生児数は多く、中間の収入階級の平均出生児数は一般に少い。故に俵給生活者および賃銀労働者において、中間の収入階級が出生を回避する傾向をもつてゐるやうに考へられる。ところが、農業者にあつては事情は全く異つてゐる。耕作段別に一夫婦当り出生児数は次の通りである。

耕作段別	夫婦数	出生児数	一夫婦当り出生児数
五段未満	二、二八九	九、八九七	四・三三
五段以上一町未満	四、三三五	二二、二八〇	四・九二
一町以上二町未満	三、〇三六	一六、五九四	五・四七

しかし、専門学校以上卒業者は平均二人の出生児をもつと、容易に出生児数が増加しない事實は、蕃殖力の問題ばかりではなく、出生増加に對して著しく考慮的であるためではなからうか。なほ、妻の教育程度と出生児数の關係は、夫の教育程度別による場合と全く同一の傾向を示してゐる。

**教育程度と出生児数**

次に夫の教育程度別に婚姻持続期間別一夫婦当り出生児数を観察しよう。

婚姻持続期間	夫婦数	出生児数	一夫婦当り出生児数
一年未満	〇・二	〇・二	〇・二
一年	〇・六	〇・五	〇・五
二年	〇・八	〇・九	〇・九
三年	一・二	一・二	一・二
四年	一・四	一・五	一・五
五年	一・八	一・八	一・八
六年	二・〇	二・〇	二・〇
七年	二・四	二・四	二・四
八年	二・六	二・六	二・六
九年	二・八	二・九	二・九
一〇年	三・一	三・一	三・一
一一一五年	三・七	三・七	三・七
一六二〇年	四・七	四・〇	四・〇
二一三〇年	五・三	四・七	四・七
三二四〇年	五・四	五・三	四・五
四一五年以上	五・二	四・八	五・〇

右の表について見ると、教育程度の高さを問はず、婚姻持続期間が長くなるにつれて、一夫婦当り出生児数は次

第に増加してゐる。しかし、その増加の速度は教育程度の異なるに應じて大きな差等がある。すなはち、婚姻持続期間六年未満にあつては、教育程度の高さにかかわらず、一夫婦当り出生児数はほぼ同一の速度で増加してゐるが、それ以上に婚姻持続期間が長くなると、小學校卒業者の平均出生児は最も大きな増加を示し、中等學校卒業者の平均出生児数の増加がこれに次ぎ、専門學校以上卒業者の平均出生児数の増加は最も劣つてゐる。教育程度の高さにかかわらず、平均婚姻年齢も比較的に高いであらうから、その蕃殖力は、婚姻後数年間では、教育程度の高い夫婦と大した差等はないが、長い婚姻持続期間においては、劣るであらうといふことも考へられないではない。

意外に多い無子の夫婦  
妻の年齢が妊娠期間を経過してゐる夫婦の平均出生児数は四・六四人であるが、出生児數別にその夫婦の分布割合を、出生児數別に観察しよう。出生児數別に夫婦の百分比を示すと次の通りである。

出生児數	夫婦の百分比	出生児數	夫婦の百分比
一	一四・五五	一	三・七三
二	一四・五五	二	一・三〇
三	一四・五五	三	一・三〇
四	一四・五五	四	一・三〇
五	一四・五五	五	一・三〇
六	一四・五五	六	一・三〇
七	一四・五五	七	一・三〇
八	一四・五五	八	一・三〇
九	一四・五五	九	一・三〇
十	一四・五五	十	一・三〇
十一	一四・五五	十一	一・三〇
十二	一四・五五	十二	一・三〇
十三	一四・五五	十三	一・三〇
十四	一四・五五	十四	一・三〇
十五	一四・五五	十五	一・三〇
十六	一四・五五	十六	一・三〇
十七	一四・五五	十七	一・三〇
十八	一四・五五	十八	一・三〇
十九	一四・五五	十九	一・三〇
二十	一四・五五	二十	一・三〇

二	七〇五	一一	〇五三
三	八五五	一二	〇一四
四	一〇二二	一三	〇〇五
五	一一一一	一四	〇〇一
六	一一六一	一五	〇〇一
七	一一二八	一六	〇〇一
八	八三五	一七	〇〇一
九	八三五	一八	〇〇一
合計	一〇〇〇〇		

右の表によると、全體の夫婦の中で一四・五五%は一兒もなく、六・七六%は一兒、七・〇五%は二兒、八・五五%は三兒、一〇・二二%は四兒をもち、五兒以下の出生児をもつてゐる夫婦は全體の四七・〇三%を占めてゐる。これらの夫婦は平均出生児数以下の出生児をもつてゐるに過ぎないのであつて、平均出生児数以上の出生児をもつてゐる夫婦は全體の約半數である。

五人乃至八人の出生児をもつてゐる夫婦は全體の四一・三三%であり、九人以上の出生児をもつてゐる夫婦は僅

かに二・六二%に過ぎない。

右の表によると不妊率は一四・五五%に達してゐて、不妊夫婦は意外に多い。しかし妊娠期間經過後の夫婦においても、婚姻年齢特に妻の婚姻年齢と婚姻持続期間は不妊率と密接な関係がある筈で、これらの點を考慮に入れて計算すると、示された不妊率とは多少異なる値が得られるかも知れない。この精密な不妊率は計算中である。

**不妊率は都市よりも農村が高い**

次に不妊率を職業別および地域別に示すと左表の通りである。

職業別	不妊率%
都市俸給生活者	一〇・五三
農村俸給生活者	一六・六四
都市賃銀労働者	一六・四七
農村賃銀労働者	一九・五〇

すなはち、都市俸給生活者の一〇・五三%が最も低く、これに次いで農業者の一三・一六%が低い。都市俸給生活者の平均出生児数は最も少ないが、不妊率も亦最も低いから、都市俸給生活者の出生率は一般に低い、しかし全く子女をもたない夫婦も比較的少ないといふことが出来る。また農業者は、平均出生児数が比較的最も多く、しかも不妊率は著るしく低いのである。これに反して不妊率の最も高いのは農村中小商工業主の二二・〇七%、農村賃銀労働者の一九・五〇%で、都市俸給生活者の不妊率の二倍に達してゐる。

なほ、こゝで特に注目すべき點は、農業者を除けば、同一職業における不

妊率は、都市に比較して農村が常に高いことである。すなはち、右の表で明らかやうに、不妊率は、都市俸給生活者よりも農村俸給生活者が、また都市中小商工業主よりも、農村中小商工業主が例外なく高くなつてゐる。

農村における不妊率が高いか、また同じ農村でも農業者の不妊率はなぜ低いか。この原因については、甚だ興味のある問題であると同時に、大いに研究を要する問題であらうと思はれる。

**第一子が生れるまでに平均二年五ヶ月**

最後に出生序列別に生産(出生)速度を観察しよう。こゝで出生序列といふのは、出生児の出生順位のことである。

また、出産速度といふのは、例へば第一子は、夫婦の婚姻日から第一子出生までの平均期間であり、第二子は、第一子出生の期日から第二子出生までの平均期間である。

なほ、こゝで注意しておかねばならないことは、夫婦の婚姻日は法律上の婚姻期日ではなく、事實上の婚姻期日をとつたことである。また、出生は普通、婚姻してから第一子出生までに、また第一子出生から第二子出生までに、少くとも十ヶ月を要するが、早産の場合もあり得るから、最短期間を八ヶ月と見なし、出生期間の間隔一年未満の場合には、これを十ヶ月、一年以上二年未満の場合には、これを十八ヶ月といふふう計算することにした。

出生の経験のある妊娠期間經過後のから、全體の平均期間を計算すると、

婚姻より第一子出生までの平均期間	一九二二
第一子出生より第二子出生までの平均期間	三六九三
第二子	三七七五
第三子	三六九八
第四子	三六五一
第五子	三六一八
第六子	三五二〇
第七子	三四三六
第八子	三四三一
第九子	三三二六
第十子	三三二六

右の表によると、婚姻後第一子出生に至る平均期間は二九・二二ヶ月、すなはち約二年五ヶ月である。日常の経験から考へて、この平均期間は長過ぎるやうだが、これは決して計算のあやまりではない。なるほど婚姻後一年未満で出産する夫婦も少くないが、婚姻後数年経つてから出産する夫婦も稀ではないから、全體の平均期間を計算すると、

二九・二月となるのである。次に第一子出生から第二子出生に至る平均期間は三六・九三月、すなはち約三年一ヶ月である。婚姻から第一子出生に至る平均期間に比較すれば七・七二月だけ間隔が長くなつてゐる。第二子から第三子出生に至る平均期間は更に長く三七・二五月である。それ以上に出生児数が多い場合には、出産速度は僅かながら早くなつてゐる。すなはち第六子以上の出生平均期間は三年以下である。故に多産の夫婦に在つては、出産期間は次第に短くなるが、しかし出産期間が如何に短縮されても、婚姻してから第一子出生に至る平均期間一九・二一月よりも短くなることはなす。

多くの異なる出産期間の平均値である。いま、異なる出産期間における夫婦の百分比を、第一子出産と第二子出産の場合について示すと左表の通りである。

出産期間	第一子の場合	第二子の場合
一年未満	一七・二六	二・一一
一年以上	一八・四五	二五・五七
二年未満	一六・六一	三六・六一
二年以上	六・八九	一六・七六
三年未満	三・八七	八・三五
三年以上	二・六四	三・九五
四年未満	一・二九	一・四五
四年以上	〇・七八	〇・八九
五年未満	〇・六六	〇・四六
五年以上	〇・五七	〇・三三
六年未満	〇・二六	〇・一六
六年以上	〇・一六	〇・一〇
七年未満	〇・一三	〇・〇七
七年以上	〇・〇九	〇・〇五
八年未満	〇・〇六	〇・〇三
八年以上	〇・〇三	〇・〇二
九年未満	〇・〇二	〇・〇一
九年以上	〇・〇一	〇・〇一
十年未満	〇・〇一	〇・〇一
十年以上	〇・〇一	〇・〇一

産に至る期間別による夫婦の百分比を見ると、平均出産期間一八ヶ月の四六・五五%が最高である。すなはち、婚姻から第一子出生に至る期間を夫婦の全體について観察すると、二九・二月であるが、實は夫婦の四割六分以上は、婚姻後、一八ヶ月で第一子を出産してゐるのである。これに次いで平均出産期間一〇ヶ月で第一子を出産する夫婦の割合が多く、一割七分に達してゐる。婚姻後一年半で第一子を出産する夫婦は實に六割三分以上に達してゐる。次に第一子から第二子を出産するには、平均出産期間三〇ヶ月を要する夫婦が最も多く、全體の三割六分強を占めてゐる。平均出産期間一八ヶ月の夫婦の割合も一割五分強に達してゐる。

人口問題研究所



工場・鑛山勞務者の賃金公定

厚生省

はしがき

昨年十月に賃金統制令が全面的に改正されたが、改正された統制令による實體的な統制は、實際にはまだ行はれてはゐなかつた。即ち改正前の統制令で決定されてゐた満十二歳以上満二十歳未満の未経験勞務者に對する初給賃金の最低額、最高額を新統制令によつて定められたものと見なして、その儘受け継いで来ただけで、その他の賃金は全部賃金臨時措置令によつて、一昨年九

月十八日現在の賃金水準をいはゆるオールストップの方で統制して、特別の事情で引上げの必要があるものだけには例外的引上げを許可してきたのであるが、その統制は概ね所期の目的を達成し得たものといふべきである。

しかし、ストップ令による一律的な賃金の抑制は、文字通り臨時應急の措置であつて、更に具體的に適正な賃金の統制を行ふことが必要である。そこで、厚生省では、新統制令に基づく各種の制限方式に用ひる具體的

な標準の算定に努力を續けて来たが、去る六月九日に中央賃金委員会は厚生大臣諮問の原案を可決、答申し、厚生省案の決定を見たのである。

地方長官及び鑛山監督局長は、厚生大臣の指示に基づいて、厚生省案をそれぞれ個々の賃金委員会に諮問して、その地方の實情に適した賃金を公定し、最低賃金と最高初給賃金は八月一日から、平均時間別賃金は十月から實施される筈である。以下、その内容について、あらましを述べることにしよう。

### 最低賃金

最低賃金は統制令第九條の規定に基づいて定められたものである。

およそ勞務者を雇傭するものは、その勞務者が生活を維持できる最低限度の賃金を保障すべきことはいふまでもない。まして、戦時下においては經濟界の變動が日まぐるしく、昨日までは股賑に恵まれてゐた産業が、物

資の統制とか、或ひは戦時生活の必要から来るいろいろな取締のために非常に急激な變動を蒙る場合もある。かゝる場合に一番犠牲となるのは、その事業に使はれてゐる勞務者であるから、その生活の不安を除くことは、高度に能率の發揮を要請されてゐる現在、特に必要である。

この觀點から舊統制令に基づいて、工場、鑛山の十二歳以上二十歳未満の未経験勞務者に定められてゐた雇入後の三ヶ月間に適用される最低賃金を、改正統制令が施行されてからも、これを新統制令によつて定めたものとして、未経験、既経験を問はず、十二歳以上二十歳未満の全勞務者の在動中の全期間の最低賃金として引繼がれてゐた。ところが今回、未経験、既経験を問はず、男子は二十歳以上四十歳未満、女子は二十歳以上三十歳未満の全勞務者の最低賃金が公定されたので、工場、鑛山に働く者は在動中は常にそれらの年齢区分に應じた最低賃金を保障され、安んじて職域奉公が出来ることになつたわけである。

最低賃金の額は別表の通りであるが、なほ例外として「勞務者が精神または身體の障礙のために著しく作業能率の劣る者であるとき」、「勞務者の都合によつて所定の就業時間に満たない就業をしたとき」、「天災事變その他の特別の事由により雇傭主が地方長官の許可を受け、最低賃金の額を下る賃金で勞務者を雇傭するとき」には、その額を下ることが出来ることになつてゐる。

なほ、最低賃金の中には「早出、残業または深夜業務若しくは休日就業に對する手當」、「白米、精麥、食事及び住居の給與以外の實物給與」、「賞與」、「臨時の給與」等は含まないことに定められてゐたが、今回は更に家族手當も含まぬやうに定める豫定である。

年齢の区分は二十歳未満は各歳毎に定められたが、二十歳以上は年齢の上るのに従つて賃金の上る率は減少してゐる實狀なので、二十歳以上二十二歳未満、二十二歳以上二十五歳未満、二十五歳以上三十歳未満と定められた。なほ、地方別による賃金の階級別は二十歳未満の者の場合と全く同じである。

今回公定される最低賃金も、従來の二十歳未満の未経験勞務者の場合と同様に、一日の總就業時間（休憩時間を含む）が十時間以内の場合を基準として定めることになつてゐる。従來は、最低賃金は十時間を超えて就業した場合にも、別段に加給を要しなかつたが、これは甚だ不合理なので、今回は十時間を超える一時間毎にその十分の一を加へた額を最低賃金とすることに改められた。勿論、事業主の都合によらないで一日の總就業時間が所定の就業時間に満たない場合には、その限度で最低賃金の額を下ることが出来ることはいふまでもない。

請負制の場合は、従來は一ヶ月毎の賃金總額によつて最低額を抑へられてゐたが、最低賃金の性質上、これは不合理なので、今回は毎日の収入が最低賃金を下つてはならないこととして、従來定めてあつた二十歳未満のものにも同様の取扱をすることになつた。

政府が實施する増産期間中の特別手當は最低賃金と後述の最高初給賃金から除外することに定められる豫定である。また、石油山の勞務者は、従來は他の鑛山と區別

して決定してゐたが、その賃金の實情は、これを區別する賃益がないので、従來決定の分も廢止し、今後は他の坑外夫と同じに取扱ふことに改められるのである。

### 最高初給賃金

(1) 未経験労働者の最高初給賃金  
最高初給賃金は統制令第十條の規定に基づいて定められたものである。工場・鑛山の男女未経験労働者（満十歳以上満二十未満）の最高初給賃金は従來も定められてゐたが、戦時經濟の運営上、絶対に堅持さるべき低物價政策に對應して、物價の構成要素である労働賃金の昂騰を抑制し、賃金の高低によつて労働者の移動や争奪を防止して、労働需給の圓滑を圖るために賃金を合理的に調整することに成り、いはゆる適正賃金の第一着手として、公定されたものである。この方針は改正の統制令でも、不動の原則として承継され、改正統制令の施行と共に新統制令によつて定められたものと見なし、そのまゝ引續が

れて現在に至つたものである。

今回は更に、男女とも二十歳以上三十歳未満の工場未経験労働者に對し雇入れ後三ヶ月間の最高初給賃金をそれ（別表の通り定めることになつた。なほ、三十歳以上四十歳未満の男子労働者の最高初給賃金（未経験労働者と既経験労働者とを區分せず）を全國一律に三圓五十錢に定めたが、その該當者の大多數は中年の轉職者であるから、この賃金は比較的安いことになるが、稀には技能の優秀な熟練工が特別の高賃金で引抜かれることがあるので、この引抜防止を主眼としたものである。従つて、この適用の期間も以上の趣旨から未経験労働者でも、他の未経験労働者と異り一年間と定められる豫定である。

なほ、最高初給賃金の額には次のものは含まないことになつてゐる。

一、一月につき労働者の標準報酬日額（雇員保険法施行令第三條の附則で定められた）の二日分を超えない精動手當。即ち、出勤獎勵の趣旨から最高初給賃金以上に二日分の精動手當の

支給を認めることにした

- 一、就業十時間を超える早出・残業または深夜業、休日就業に對する割増。即ち、普通の就業時間以上の時間の早出・残業の割増と深夜または休日就業の割増は最高初給賃金から除外する。
- 二、白米、精麥、食料及び住居以外の實物給與
- 三、賞與
- 四、臨時の給與
- 五、この「未経験労働者」といふのは工場・鑛山で、次に該當しない労働者をいふ。
- 一、従事してゐる労働またはこれと同種の労働に三ヶ月以上従事した経験ある者。即ち、工場労働の経験はないが、大工として三ヶ月以上の経験ある者を工場で大工、木型工等として雇入れる場合等
- 二、工場または鑛山で六ヶ月以上労働に従事した経験のある者。即ち、従前の労働と今後従事しようとする労働との差異の有無にかゝらず、工場または鑛山で六ヶ月以上の労働に従事した経験のある者
- 三、工業または鑛業に關する國立・公立の養成施設で三ヶ月

以上の修業期間を有するもの又は私立の養成施設で地方長官がこれと同等以上のものと認定したものの課程を修了した者。例へば、商工省直轄の機械工業養成所または國民職業指導所直營の機械工指導所等の課程を修了した者

- 四、工業または鑛業關係學校で二ヶ年以上學習した者
  - 五、前號に掲げたもののほか尋常小學校卒業程度を入学資格とし修業年限を四ヶ年以上とする學校、若くは高等小學校卒業程度を入学資格とし修業年限を二ヶ年以上とする學校、又はこれと同等以上の學校の課程を修了した者
- (2) 既経験労働者の最高初給賃金  
既経験労働者の最高初給賃金は今回全く新たに定められたもので、既経験の労働者が雇入の日から一ヶ年間の賃金の最高額を定めて、いはゆる熟練工の争奪防止のために賃金の競争的吊上げを禁ずる趣旨である。従つて、この金額は現在の實狀よりも幾分低いものに決めてゐる。即ち、男子については経験年数は五階級に區分して、その最も低い部分を探り、年齢階級は七階級として、その中間を探つてゐるから、既経験労働者は移動すれば、現在の賃金よりも低い賃金になり、然も一ヶ年間

は昇給ができないから、高賃金を追って移動する労働者は根絶することになり、既経験労働者の移動防止に多大の効果があらむものと期待される。

女子については賃金の賃情が男子の場合と異ふので、経験年数別に分けず、また、事業も大きな三種に分けただけである。賃金額は男子と同様の方法で定めた。

既経験労働者の初給賃金は業種別に定めて、職種別には定めない關係上、特殊の職種に属する労働者の最高初給賃金としては、今回公定の額では低過ぎる場合もあるだらうが、この特殊な職種については適正な標準を調査・決定して、或る程度の職種による例外を認める方針である。

なほ、既経験労働者の最高初給賃金は一般的な制限を目的として公定するものであるから、個々の労働者の事情によつては、優秀な者が非難し難い理由で轉職する場合や特殊の作業に従事する場合等には、申請によつて最高初給賃金の除外を許可するやうに定めた。

既経験労働者の最高初給賃金に含まれない賃金の範囲

金額を公定したものである。

賃金統制令に總額制限の方式を設けたのは、ストップ、令に代つて一般賃金水準の昂騰を抑制するためであつてその方法は最高賃金や最低賃金のやうに個々の労働者の賃金を制限しようといふのではなく一定期間の賃金の總額を制限するものであるから、平均時間割賃金の範囲内で技能優秀な労働者の抜擢昇給等は隨意で、賃金統制のために労働者の能率を阻害することのないやうに考慮されてゐる。従つて、平均時間割賃金の算定に當つては現在の水準を基礎として算出してゐる。その額は男女別、地域別、中分類事業別、年齢階級別に算定した。地域による賃金の區別は、工場については最低賃金、最高初給賃金の場合と全く同様で、鑛山においては石油山の賃金は地域による區別が事實上は殆んどないので、これを全國一本としたほかは各鑛山監督局別にした。年齢による區分は總額制限の趣旨から二十歳未満、三十歳未満、三十歳以上の三區分にしたのである。

さて、總額制限に含まれる賃金の範囲は、應召手當、應

は前述の未経験工の場合と同じである。また、既経験工といふのは前述の未経験工でないものである。既経験労働者の最高初給賃金の額は、三十餘表に定めてあるが、紙面の都合で省略する。

### 初給賃金標準額

未経験労働者の初給賃金標準額は賃金統制令には別段定められてはゐないが、初給賃金を公定した結果、賃金水準が全般的に最高額に上昇する虞れがあるので、これを豫防するために特に平均、中庸的な金額を一般に示したものであつて、二十歳未満の未経験労働者の初給賃金についても示されてゐる。

### 平均時間割賃金

平均時間割賃金は、賃金統制令第十四條の規定による總額制限の基準となる労働者一人一時間當りの平均賃

徴手當等は労働者が現実に就業しないに支給する手當であり、總額制限は平均時間割賃金にその工場、事業場における延就業時間（とせいじつじかん）を乗じて得た額で制限するのであるから、不就業手當を平均時間割賃金に含ませることは安當でないで除外することにした。また、最近實施してゐる石炭及び金屬の増産強調期間中の手當は増産に必要な眞に例外的な手當であるから、これも除くことにした。

同一の事業場で二つ以上の事業を営む場合には、いづれの業種の平均時間割賃金の適用を受けるかといふこと、まづ事業主が選擇して地方長官に届出た業種によることにし、若しその業種の選定が不適當と認められた場合には、地方長官が他の業種を指定することにした。

次にこの平均時間割賃金はどのやうに運用されるかといふと、一月から三月迄、四月から六月迄、七月から九月迄、十月から十二月迄の各期間における賃金の總額が、この平均時間割賃金に就業時間の總数を乗じて得た額の合計を超えるときには地方長官の認可を要することになる。言ひかへれば、賃金の支拂總額を單にこれで抑へる

といふのではなく、これを標準としてその事業の賃金が一般の水準よりも高いかどうかを見て、これよりも高いものは相當の理由があるかどうかを調べるのである。従つて、この場合の認可の標準をどこに置くかが極めて重要なことになる。

この認可の標準は中央賃金委員会で決議されたもので、以下その大要を述べよう。

第一に平均時間割賃金を超えるからといつて直に従来高かつた賃金を切下げることが、實際問題として勞務者の減收を招き、實施する上で非常に支障を生ずるから、この場合には最近の實績を考慮して認可し、このやうな處れをなくさなければならぬ。

第二には第一の實績は何時の實績を見るかといふと、賃金は時期により或ひは事業の繁附によつて相當に變動がある場合があるから、勞務者の減收を生ずることを避ける趣旨から、過去の最も高い實績を見ることにした。

第三には新設工場等で實績のない場合または一般に實績以上に引上げようといふ場合でも、その工場に働いて

ゐる勞務者の平均年齢と平均経験年数が一般の工場よりも高い場合には、一時間當りの賃金は當然平均時間割賃金よりも高い方が却つて平均的な賃金水準に一致することになるわけであるから、その限度内でこれを認可することにした。

第四には交替制の變更或ひは資材、動力の制限等のために餘儀なく就業時間を短縮する場合には、通常一日の賃金は従前通りに維持するのが普通である。従つて一時間當りの賃金は幾分引上ることになるが、これも必要の限度内で認可する。

第五には一般に能率の高い場合には高い賃金を支拂ふことが當然であるから、その限度内で認可する。

第六には作業の性質或ひは環境が一般の場合よりも苦痛を伴ふやうな場合には、その限度内で認可する。

第七には交通が不便の地に在るために生活が不便である場合とか事業場の周圍に高賃金の事業場が近接してゐる場合には勞務者の募集の關係もあり、相當に高額の賃金を支拂ふ必要があるから、その限度内で認可する。

第八には一般的に一定の時期に昇給を行つた場合には、次ぎの昇給期までには一時間平均賃金の増加は自然に消滅するのが普通であるが、昇給直後數ヶ月間は相當に上昇するから、既に昇給前に平均時間割賃金に近い賃金を支拂ひ、又はこれを超える賃金を支拂ふ工場では昇給のために一時間平均賃金の引上げを必要とするが、その場合にはその限度内で認可する。

第九には工場・事業場の移轉・新設等の場合に他の事業場から轉勤させた勞務者の従前の賃金を維持し、または轉勤後の事業場が生活不便等の事情で轉勤に伴ふ増給を必要とする場合には、その限度内で認可する。

第十には勞務者に對する家族手當を未だ支給してゐない事業で、今後新たに支給する場合には、既に支給してゐる事業では過去の實績として認可される關係もあり、一時間平均賃金の引上げの必要があれば認可する。

第十一には事業場の整理統合の場合等で同一の經營に屬する各事業場の賃金を統一合理化するために必要な場合には、その限度内で認可する。

第十二には平均時間割賃金の超過を認可するに當つては更に5%以内の手當を加算して認可する。

以上、改正賃金統制令によつて今回公定される最低賃金、最高初給賃金及び平均時間割賃金の概要を述べたが、これを公定するには基礎となるべき工場・鑛山の賃金の實情調査、物價の動向調査、勞務者生計費の調査等、等々大なる資料を蒐集して、あらゆる角度から検討したもので、事業主側からも種々の資料の提供を得、また當局としても並々ならぬ努力をしたのである。この施行に當つては國民各位の深い理解と絶大な協力とによつて円滑に運営し、聖業興隆の實を擧げることが切望する次第である。

備考 一、上段ノ算用數字ハ最高初給賃金額ヲ、下段ノ算用數字ハ最低賃金ヲ、日本數字ハ初給賃金標準額ヲ示ス

二、三十歳以上、四十歳未満ノ最高初給賃金ハ、既經驗勞務者ニモ適用ス

【第一工場】

一、男子勞務者最低賃金と未經験勞務者の最高  
初給賃金及び初給賃金標準額 (單位錢)

級	第一級	第二級
175	156	
140	125	
105	94	
194	169	
155	135	
116	101	
213	181	
170	145	
128	109	
350	350	
145	126	

二、女子勞務者最低賃金と未經験勞務者  
最高初給賃金及び初給賃金標準額 (單位錢)

級	第一級	第二級	第三級
138	119	100	94
110	83	80	75
150	120	100	80
120	90	80	60
163	130	110	95
130	98	80	71
350	350	350	350
115	115	115	115

【第二工場】

一、坑内夫  
(一) 定額給 (單位錢)

石炭山	大東	仙臺	札幌	福岡
270	220	250	220	180
220	190	200	220	180
150	120	130	150	90
300	250	280	250	220
250	200	220	250	220
160	130	140	160	110
320	280	300	280	260
270	220	250	220	190
180	150	160	180	130
340	300	320	300	280
290	240	260	240	210
180	150	160	180	140

二、男子坑外夫 (單位錢)

石炭山	大東	仙臺	札幌
280	230	260	230
230	200	210	230
140	110	120	140
310	260	290	260
260	210	230	260
170	140	150	170
330	290	310	290
280	230	260	230
190	160	170	190
350	310	330	310
300	250	280	250
160	130	140	160

三、女子坑外夫 (單位錢)

石炭山	大東	仙臺	札幌
166	135	150	166
116	104	116	116
203	185	203	203
116	116	127	116
203	185	203	203
116	116	127	116
203	185	203	203
116	116	127	116
203	185	203	203
116	116	127	116
203	185	203	203
116	116	127	116

三〇歳以上四〇歳未満男子勞務者最低賃金及最高初給賃金 (單位錢)

石炭山	大東	仙臺	札幌
320	280	340	320
250	210	270	250
180	150	210	180
350	310	370	350
270	230	290	270
190	170	230	190
380	340	410	380
300	260	320	300
220	180	240	220
400	360	420	400
320	280	340	320
240	200	260	240

東京	仙臺	札幌
113	125	131
90	100	105
68	75	79

東京	仙臺	札幌
360	350	350
185	146	168







# 興亜の大業 翼ける保険

堅実な社会 ● 有利な保険



# 太陽生命

本 社 ・ 東 京 ・ 日 本 標

## 文部省推薦圖書だより

◆金融講話(波多野鼎著) 本書は金融事象を平易に説明し、一般人のこの方面への入門的解説を目的としたものであるから、先づ手つとり早く具體的現實的な金融事象につかつて、金融機能を果す色々の機關をとりあへて、それを中心に行はれる金融の諸形式を具體的に述べてゐる。國防經濟におい

## 事變四周年特輯 豫告

七月二日誌  
 ◆文部省の現段階と世界情勢  
 ◆興亜団体の統合  
 ◆陸海軍の戦果その他  
 七月九日誌(予定)――七月十五日誌(予定)  
 事變第五年、大陸現地の建設工作はいかに進みつつあるか、蒙疆をはじめ北支南支全般に亘り、政治、經濟、交通、文化その他あらゆる部門についての紹介――興亜院の協力による特輯記事  
 その他、現地將兵の前線だより

て金融の奥手役割とその持つ意義は極めて重大である。本書は複雑な金融現象をわかり易く解説してゐるので、一般人のこの方面への入門的解説書としてお奨めしたい。  
 (発行所) 東京市神田区三ツ又三丁目三番地 振替東京二五九七六番  
 (定価) 二角五分

◆芭蕉七部集俳句鑑賞(川島つゆ著) 本書は芭蕉の七部集の連句を除いて俳句のみを選り抜いたものであつて、收めるところ七百四十句、考証は煩雑を避け、鑑賞は冗漫にわたらず、解釋も非常に穩健、平易である。俳諧の古典七部集の入門書として、また趣味の書として、読書人にお奨めする。  
 (発行所) 東京市神田区三ツ又三丁目三番地 振替東京二五九七六番  
 (定価) 二角五分

◆龍の目の涙(濱田廣介著) 本書は「龍の目の涙」以下十三篇の童話を收めてゐるが、作品の内容は傳説的なものや、寓話的なものを主としてゐて、話の内容や長短による興味のな排列、ふり仮名への教育的な考慮が拂はれてゐる。挿絵も面白い。國民學校初等科三、四年程度の児童にお奨めする。  
 (発行所) 東京市神田区三ツ又三丁目三番地 振替東京二五九七六番  
 (定価) 二角五分

## 週報

昭和十六年六月二十五日発行  
 編輯者 報局  
 印刷所 報局  
 東京市神田区大手町

定 價	申 込 所	御 注 意
一部 五錢	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三五一九 東京市神田区三ツ又三丁目三番地 振替東京二五九七六番	▲本誌より特選の場合は必ず「週報御覽料」を明記し、その傳票を附して送付して下さい。 ▲本誌の無断で複製してはなりません。 ▲本誌の無断で複製してはなりません。 ▲本誌の無断で複製してはなりません。 ▲本誌の無断で複製してはなりません。 ▲本誌の無断で複製してはなりません。

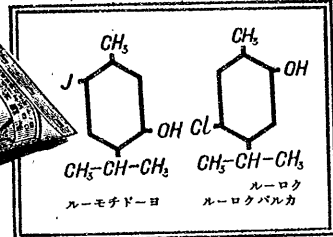
露光量違いにより重複撮影

伸びる億導く週報

報

昭和十一年十月二十五日  
 昭和十六年六月二十五日  
 行 (毎週一回水曜日發行)

# 歯槽膿漏 の防禦に!



細菌の清掃と  
 歯ぐきの強化  
 恐るべき歯槽膿漏の豫防  
 には薬効性能の強い薬用  
 歯粉を使つて、歯ぐきも  
 同時にマツサードする事  
 が必要です。その點、薬  
 用クララ歯粉は最新の強  
 力殺菌剤を配合し、各種  
 の細菌・化膿菌等を化學  
 的に清掃・淨化すると共  
 に、歯ぐきを薬効的に強  
 化しますから、歯槽膿漏  
 やムシ歯の豫防に最も効  
 果的です。

賣薬部外品  
 公定價格品

## 薬用 磨歯ブラク

内閣印刷局印刷發行

(判LA51格規定國はさき大の書本)